

## 平成21年第1回訓子府町議会臨時会会議録

### 議事日程

平成21年2月16日(月曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第1号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員会教育委員長職務代理者	鏡隆男君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

#### 開会の宣言

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成21年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

#### 議会運営委員長の報告

議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から、本日の議会運営について報告を申し上げます。

議会運営委員長（工藤弘喜君） 皆様、おはようございます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催をいたしまして、平成21年第1回臨時会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に、町長から提出されている議案が1件、そして報告が1件であります。

町長からの行政報告につきましては、感染症ノロウィルスの発生についての1件でございます。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議運の中では決定いたしましたけれども、なお今臨時会終了後、議員さんにおかれましては、全員協議会を開催するということになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いたします。

議長（橋本憲治君） ご苦労さまでございました。

#### 開議の宣告

議長（橋本憲治君） 本日の出欠を報告いたします。本日は全議員の出席でございます。飯田教育委員会委員長に代わって、鏡職務代理者が出席しております。また、田古選挙管理委員会委員長から、欠席の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

#### 諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長より諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が1件。そのほか、報告が1件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、2番、西山由美子君、3番、上原豊茂君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

#### 行政報告

議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） 改めて、おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本臨時町議会にあたり提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。提案しております議案は、国の第2次補正予算に関連する補正予算及び繰越明許費の議案と公用車の交通事故に関する専決処分の報告を合わせて2本の提案をさせていただいているところでございます。

まず、一般会計における歳出の補正予算でございますが、国の第2次補正予算に関連するものとして、地域活性化生活対策臨時交付金事業と定額給付金事業。そして、子育て応援特別手当支給事業の総額で2億7,728万4,000円を追加補正させていただいております。

その内容につきましては、まず総務費で地域活性化生活対策臨時交付金を原資にその30%以内で造成する社会資本整備基金積立金と定額給付金給付事業経費。

民生費では、子育て応援特別手当支給事業経費。

また、地域活性化生活対策臨時交付金を活用した商工費では、商工会を事業主体とするプレミアム付商品券発行事業に対する補助金。

土木費では、定住促進空き家活用事業として、昨年に引き続き、東幸町教員住宅2棟4戸の改修費。

教育費では、訓子府小学校と訓子府中学校の屋外運動場整備の実施設計及び整備工事。

また、居武士小学校前の通路等の舗装工事。

さらに、公民館の舞台調光、吊物等設備の設置と修繕費を提案させていただいているところでございます。

補正予算案のうち、社会資本整備基金積立金を除きましては、いずれも繰越明許費として、平成21年度に繰り越して事業を実施することになります。

また、この中で基金積立てした分につきましては、平成21年度で予定する事業の一部に充てることとさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、専決処分といたしまして、1月11日に町道の除雪作業に際し、柏丘の長谷川氏所有の車庫シャッターを破損させたことによる和解が、この度成立しましたので報告をさせていただきます。

以上の2本の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本臨時会招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配付させていただきました行政報告を申し上げます。

1月下旬から2月下旬にかけて、町内の福祉施設におきまして感染症ノロウィルスの集団感染が発生いたしました。

1月25日夕刻から入所者1名が嘔吐を繰り返したことから、この入所者の家族に対してノロウィルスの可能性があることを伝え、病院に連れて行くよう要請しましたが、他の入所者や施設職員との接触もあったことから、27日には施設職員1名と入所者1名が発症、28日には他の入所者にも発症が見られたことから、感染が疑われる入所者を同じ部屋に隔離し、施設側は町に通報するとともに、北見保健所にもノロウィルスの疑いがあることを報告させていただきました。

また28日午後、病院からの連絡で検査の結果最初に発症した利用者が陽性であることが確認されたことから、15時30分に北見保健所の立ち入り指導を受けているところでございます。

施設では感染が疑われた時点で居室、廊下等の清掃、消毒を行うとともに、短期入所者の受入の中止、面会者お断りの措置を取り、その後北見保健所の指導のもと毎日全館の消毒、清掃を行いました。2月1日までに疑いのある者も含め入所者14名、施設職員5名の合わせて19名が発症しました。

このうち3名が入院の措置を取りましたが、病状が回復しすでに退院しているところでございます。

2月8日施設職員1名の感染が確認されていますが、その後の感染は確認されておりませんので、今週いっぱい様子を見ながら来週から通常の体制に戻す予定との報告を受けているところでございます。

施設としては、毎月、感染症予防委員会を開催し、感染症への予防対策を講じてきましたが、今後においても更なる対策を講じ、再発防止に向け万全を期すとの報告を受けているところでございます。町としましても、このような感染症が蔓延することのないように、予防に対する啓発などに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。感染症ノロウィルス発生の報告とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回になっております。

ご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 山本です。このノロウィルスの関係で、もう少し具体的に説明をいただきたいのですが、特に、これは各所でも、そのような話をよく聞くのですが、原因となるような何かそのような調べた中でのいわゆる原因。こういうものにはこうなのだ。したがって、総体的に皆がこのようなことに気をつけてくれ。もっと具体的に少し教えてもらえればと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今回、ノロウィルスの件で原因となるものとその総体的に気をつけなければならないような件ということでございますけれども、一般的にノロウィルスにつきましても、世界中でどこでも季節を問わず、菌があるということが言われているそうです。ただ季節的に冬場は乾燥するということがあるものですから、どうしても感染しやすい環境にあるということで、今回の発生をみたということでございます。

予防としましては、口から入ることがありますので、マスクですとか手洗い、うがいなど、そのようなことで予防していただくということになるかというように思います。

また、今回の原因につきましては、内部から発生したというよりも外部から持ち込まれたということが、客観的に確認されておりますので、施設としての対応に問題はなかったというように考えてございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 今回の原因は、外部からということなのですが、この外部から侵入ということに対しての対策などをどのように行っているかお聞きします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほど町長からご説明いたしましたけれども、施設としましては、毎月、感染症予防委員会を開催して、そういうことに対する注意を払っているということでございますけれども、たまたまこのノロウィルスにつきましても、潜伏期間が24時間から48時間というように言われております。この場合、感染していても、菌をもっているが発症していない限り分からないという状況がございまして、今回の場合は、たまたま施設に入所されてから、発症したということが分かったということで、この部分は防御がない部分ではないのかと。そのように考えているところでございます

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。ノロウィルスのほかにそういう施設においては、食堂では、サルモネラ菌とか黄色ブドウ球菌とかいろいろある訳なのですが、それらについてはどのようになるのか。

それとこのショートステイということであれば、当然自分のところで、介護しているご家庭には、ウィルスが蔓延している可能性がある訳で、それが今後どういようように対応して、ショートステイを完全にやめなければいけないようなことが起きる可能性がある訳ですが、それで行政側の対応は、これは法人組織で持っているから、関与できないということを常々言っているのですけれども、起きたときに対策、再発防止、それがどのような方

法で行われているかということをしちんとしなければ、これは保菌者がたくさんいるというだけではなくて、今後、起きる可能性は十分考えられる訳です。どのように再発防止をしていくのか。

それとサルモネラ菌であるとかブドウ球菌に対しての講習、研修、その他はこの施設はどのようなことをやっているのか確認して、きちんとしていただかなければいけないのですが、どうですか確認しましたか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、施設の対応でございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、感染症予防委員会、これを毎月開催してございまして、食中毒防止とか感染症予防とか、そのような対応はとられているというように確認をさせていただいております。

それから、入所者のご家族の問題でございますけれども、実際、ご家族に発症された方がいるというようにも聞いてございます。

それと短期入所でございますけれども、現在は、一時的に少なくとも今週いっぱい入所を見合わせるというような措置を取ってございます。

それとこういうことが起きた場合に、法人であるから、関与できないとか、そのようなことではなく、お互い行政も協力し合いながら、そこら辺のところは今後の防止対策に努めていく。そういう姿勢でありますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。1つだけお聞きしますが、食べ物から感染したということでしょうか。そうすると、その施設の中で作られたものなのか。それとも入所者が外部から取り寄せたものだったのか。その辺のこと少しお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今回、直接発症された方についての感染経路というのは、実際のところ確認しておりません。それが食べ物かどうかというのは、確認の術がない。ただ、入所された時点で保菌をしていた。菌を持っていた。それが入所してから発症されたということで、外部から持ち込まれた。こういうことが客観的に外部から、持ち込まれたことには間違いがないということで、施設の中での直接の発生ではないということは間違いのないようでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま山本議員、川村議員、西山議員の3議員からご質問をいただきました。

1つには、今回の経過につきましては、保菌者そのものの原因というのは分からない。食べ物なのか何なのか分からない。しかし、ショートステイで入所した方が、たまたま菌を保有し、入所後にそのノロウィルスが感染されて発症したということでございますから、ある意味では外部からきた。そのような菌保菌者に対する施設としての対応をさせていただいた。これは冒頭私が申し上げましたように、家族にノロウィルスの疑いがあるということでお引取りをいただくと同時に私どものほうも発症と思われることを直ちに北海道北見保健所に連絡し、保菌し間違いなくノロウィルスなのかどうかという確認をさせていただ

だいた。同時に保健所と連携して、保健所のご指導のもと施設を消毒やあるいは清掃についての指示をさせていただいたということでございます。一方では川村議員からもありますように、日常的には食堂やお風呂等々について、これはもう消毒等については当たり前です。施設として当たり前のことでございますから、最善の努力をしながら消毒、殺菌活動をこれは当然やっているということでございます。しかし今回のようなことが起きた場合。さらには先般で言いますと幼稚園の園児が0 - 25だったでしょうか。そういう菌を保菌していたということで発症した。それらについても、保健所と連携しながら、その子どもが通う幼稚園、あるいは小学校、それから児童生活館等を全部消毒等もした。これも保健所と連携しながら行い、感染経路が広がらないように最善を尽くすということでございます。もちろん各施設のあるいは学校、保育所、幼稚園等が起きた場合も当然でございますけれども、これは公衆衛生等の行政上の関わりで申しますと町全般としては、福祉保健課が中心になりながら、北見保健所等と連携を図って、これらの感染症、それらのものに対する拡大を防ぐというのが基本的な考え方でございますので、ご理解を賜りたい。その上で今回の静寿園で起きたノロウイルスについては、施設も大変な最善の細心の注意を払いながら保健所と一緒に、逐一私どもの福祉保健課に報告をいただきながら、中間では、私のところにも施設長が来て、経過と取り組み状況などの報告をいただいておりますので、さらにはまたこのようなことを教訓にしながら、一層感染症の拡大、感染の広がりを防いでいく。そして、また日常的には川村議員ご指摘のとおり衛生等の管理に万全を期すよう町有の施設は、もちろんでございますけれども、関係施設についても連携し助言をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、以上をもって行政報告を終わります。

#### 議案第1号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第1号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算（第5号）について、を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページでございます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第1号 平成20年度 訓子府町一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。

今回の補正は、第1条にありますように2億7,728万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億610万8,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、後ほど4ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条では翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、ご承認をいたごうとするものであります。その内容につきましては、3ページの第2表、繰越明許費の表をご覧くださいと思います。

今回、議決をお願いいたします事業につきましては、2款の定額給付金から10款の公

民館設備更新事業までの8事業であります。

それぞれの事業内容につきましては、事項別明細書の中で説明をさせていただきますが、いずれも、この度の国の補正予算を受け実施しようとするものでありまして、年度末までの期間が短いことから、年度内での事業完了が困難なため、翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

なお、参考資料として7ページに、この繰越明許に関する調書を添付しておりますので、これについては、後ほどご覧をいただければと存じます。

続きまして、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について、説明を申し上げます。

まず、9款、1項、1目、地方交付税の、普通交付税として1,025万6,000円を追加してございます。今回補正します事業のうち地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、補助金の返還が認められておりませんので、入札等により事業費が下がることも想定し、若干ではありますが、補助金額を上回る事業を実施することにしております関係上、一般財源である普通交付税をここに追加するものであります。

なお、補正後の普通交付税の予算留保額は、約1億500万円となっております。

次に、13款、2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金、2節、児童福祉費補助金で、子育て応援特別手当交付金と事務取扱交付金、合わせて306万1,000円の計上につきましては、5ページの歳出、3款、民生費に計上しております、子育て応援特別手当支給事業に、対応しております、その全額が国から補助されるものでございます。

4ページに戻りまして、2目、土木費国庫補助金、2節、住宅費補助金、過疎地域集落等再編整備事業費補助金として、700万円を追加しておりますのは、5ページの一番下にあります、8款、定住促進空き家活用事業に対する補助でございます。

また、4ページに戻りまして、4目、総務費国庫補助金、2節、総務費補助金を新たに追加し、定額給付金給付事業補助金と事務取扱交付金として、合わせて9,911万7,000円を計上しております。これについては、5ページの2款、1項、8目にあります定額給付金給付事業経費9,912万1,000円に対応しております、全額が国から補助されるものでございます。

なお、補助金が歳出より4,000円少ないのは、歳入の一番下、19款の諸収入にあります雇用保険料個人負担金の収入があることによるものでございます。

次、3節に、地域活性化・生活対策臨時交付金として、新たに1億5,784万6,000円を計上しておりますのは、5ページの歳出の一番上、社会資本整備基金積立金4,200万円。7款、商工費のプレミアム付商品券発行事業補助金200万円。その下の定住促進空き家活用事業の町有住宅改修工事4,000万円。さらには6ページにあります小学校費、中学校費、社会教育費の各事業にそれぞれ対応するものでありまして、国から通知のあった補助基準額を基に計上しているものでございます。

次に、5ページの歳出の事項別明細について説明いたします。

まず、2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金の25節、積立金、社会資本整備基金積立金として4,200万円を追加しております。これにつきましては、歳入で説明しました地域活性化・生活対策臨時交付金のうち、30%までの額については、一旦、基金に積み立てし、21年度の事業に充てることが認められておりますこと

から、この社会資本整備基金の中に、新たに「地域活性化等」という区分をつくって管理することとし、ここに積み立てようとするものでございます。

なお、来年度に実施するこの基金の充当事業につきましては、6月以降の定例会等で、改めて提案をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、8目、企画費で、経費区分5、定額給付金給付事業経費として、新たに9,912万1,000円を計上しております。この給付金につきましては、住民への生活支援と地域経済対策として、国の100%補助を受け実施しようとするものでありますが、基準日である本年2月1日において、本町の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されている世帯の世帯主に対し、給付するものでありまして、額については世帯員一人につき12,000円。ただし、65歳以上と18歳以下の方については、一人につき2万円をそれぞれ世帯人員に乗じて給付額を決定するものであります。

なお、給付時期につきましては、関連法案の成立後になるというものでございます。

節ごとの予算について説明をいたします。まず、3節、職員手当等の時間外勤務手当につきましては、可能な限り早期に支給することを、基本に夜間あるいは休日の申請受付を想定しておりますことから、70万2,000円を計上してございます。

その下の4節、共済費9万8,000円と7節、賃金205万2,000円については、短期の臨時事務に係るものであります。9節、旅費9,000円については、制度の説明会等への出席に係るものでございます。

11節、需用費につきましては、用紙等の消耗品、申請受付等に使用する公用車の燃料費、制度周知のためのチラシや郵便封筒の印刷費用など合わせて130万7,000円を計上してございます。

12節、役務費につきましては、口座振込手数料や啓発用垂れ幕等の作成手数料のほか、郵便料や広告料などの経費として、合わせて209万4,000円を計上しております。

13節、委託料は定額給付金の支給システムの開発業務として、150万円を計上しております。これにつきましては、申請書に対象者氏名や給付単価の記述を電算で処理するほか振込みデータの作成や支払通知までの事務処理を機械的に行おうとするものであります。これにより、支給事務が迅速・正確に行えるほか申請に係る住民の方の負担軽減が図られるものでございます。

14節、使用料及び賃借料につきましては、電子複写機や印刷機、パソコンの借上料のほか、地域の会館等の会場借上料として、合わせて77万5,000円を計上してございます。

これまでの分が定額給付金に係る事務費でありまして、総額853万7,000円になりますが、この額は補助基準額と同額でありまして、全額、国から補助されるものでございます。

次に、19節、負担金・補助及び交付金の定額給付金9,058万4,000円につきましては、65歳以上と18歳以下の人数、2,623人に2万円を乗じた額と、一般の方3,177人に1万2,000円を乗じた額との合算額となっております。

次、3款、2項、4目、児童措置費の経費区分3、子育て応援特別手当支給事業につきましては、多子世帯の幼児教育期の子育て負担に配慮する緊急措置として、第2子以降の子のうち就学前3学年の子を持つ世帯の世帯主に対し支給するものでありまして、当該子

ども一人当たり3万6,000円を支給するものでございます。

9節、旅費から14節の使用料及び賃借料までの事務費18万1,000円と支給対象となる子74名分の手当288万円の合わせて306万1,000円を計上するものでありますが、この全額が国の補助で賄われるものでございます。

次に、7款、1項、2目、商工業振興費の経費区分3、商工業振興対策一般経費の19節、負担金、補助及び交付金で、プレミアム付き商品券発行事業補助金として200万円を計上してございます。これにつきましては、商店街の振興を図るために、地域活性化・生活対策臨時交付金の100%補助を受け実施しようとするものでありますが、訓子府商工会が発行するプレミアム付商品券の発行事業に対し、プレミアム部分に相当する額を補助しようとするものでございます。

次に、8款、6項、2目、住宅建設費、経費区分2、定住促進空き家活用事業、15節、工事請負費で、町有住宅改修工事として、4,000万円を追加計上してございます。これにつきましては、来年度実施予定の町職員住宅2棟4戸の改修工事を前倒して行おうとするものでありまして、通常の事業費補助金と地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して実施しようとするものでございます。

次、6ページにまいりまして、10款、2項、1目、小学校費、学校管理費にありませ経費区分3、学校施設維持管理事業では、まず、13節、委託料として、訓子府小学校屋外運動場整備実施設計、グラウンドの暗渠排水工事等に係る実施設計でございますけれども、100万円を計上してございます。

また、15節、工事請負費の1つ目では、ただいま実施設計します工事費として、2,900万円を計上しております。

このほか居武士小学校前通路等の舗装工事費として、750万円を計上しておりますが、この後に説明する事業を含め、全て地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し実施しようとするものでございます。

次に、3項、1目、中学校費、学校管理費、経費区分3の学校施設維持管理事業につきましましては、中学校屋外運動場整備、これについてもグラウンドの暗渠工事等に係る実施設計の委託料と工事費として合わせて1,500万円を計上するものでございます。

次に、5項、2目、公民館費の経費区分1、公民館管理事業の11節、需用費、修繕料として3,698万1,000円を計上しておりますのは、舞台調光装置、舞台照明機材、吊り物設備等の取り替え修繕料の計上でございます。

また、18節、備品購入費162万1,000円を計上しております。これにつきましては、ワイヤレスインカムという機械がございまして、その更新であります。ワイヤレスインカムといいまして、イメージとして申し上げます、複数で使用する舞台用の無線連絡装置といえるかと思いますが、この購入費を計上しているものでございます。

これまで説明しました地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業のうち投資的事業につきましては、別に配付しております資料2に事業の内容と財源内訳をまとめておりますので、参考にしていただければというように思います。

以上、総額2億7,728万4,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） これより、質疑を行います。

1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。居武士小学校前の750万の舗装の件でお伺いします。これは、僕達は毎年開拓記念碑へ行っていますけれども、何も不都合なく通っているのですが、750万円かけてどの場所を舗装するのですか。これは、誰からも話が出たことがない場所なのではないのですか。場所はどこですか。

それともう1つ定額給付金事務経費の中の賃金で5ページの205万2,000円というのがあるのですが、これは新しく職員を雇い入れ、この給付の対応をやるのか。それとも今、現在いる人たちでやるときに、この賃金の205万2,000円を使用するのか。これの2つをお願いします。

議長（橋本憲治君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） それでは、私のほうから、居武士小学校校舎前道路の関係につきまして、お答えさせていただきたいと思っておりますけれども、校舎前につきましては、校門から給食の食堂までの延長160mの舗装を行うということでございまして、現在、砂利道になっておりますけれども、春先とかそれから雨の日というのは相当毎年、建設課のほうで整備をしていただいているのですけれども、やはりかなり道路が痛む。給食の配送車が毎日その道路を通ったりしますので、かなり道路も悪くなるというような状況になりまして、学校から従来、ずっと要望が出ている部分でございまして、その舗装をすることでございまして、今の段階では、この先ほどいいました校舎前から食堂までということの予定でございまして。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 5ページの企画費のところにあります賃金。臨時事務員の205万2,000円について、お尋ねをいただきました。この賃金につきましては、新たに雇い上げる賃金として、ここに計上させていただいているものであります。実際これから、事務を進めていくにあたり、どれほどの事務量が想定できるかということもいろいろなきがあるものですから、想定される最大の数字です。一応、6カ月分で3人分を見ているということでございまして。あくまでも臨時に使役する賃金の予算でございまして。

議長（橋本憲治君） 9番、川村進君。

9番（川村 進君） 6カ月ですか。5月に支給になるものをその後も雇い入れる。雇い入れるのは仕事がないときだから、何ら問題はないのですが。205万とは何名分の賃金ですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 臨時事務賃金について再質問をいただきました。これについては、通常の臨時事務員ですから日額でいうと5,700円。その1カ月を20日としまして、その6カ月、3人をみてございまして。実際にこの3人がいるかどうかというのは、正直言って分かりません。事業の進み具合、あるいは申請具合によっては、さらに減らしていくということになるかと思っております。現時点では最大想定される、給付の受付を始めてから6カ月間を一応支給の受付をしなければならないということがありますので、最

大の予算を見ているということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 今、説明のあった中で何点か質問をいたします。

まず、5ページになります。歳出なのですけれども、前段で説明がありました。各種基金の積立金として、4,200万円を積み立てていくという説明がありました。この件につきましては、先の全員協議会の中でも説明を受けたところでありまして、その中で積立金として予定されているものを再度この場で何に予定しているのか。

それともう1点。予定しているもの以外に、先の全員協議会の中で説明があった中で、1,900万円ほどまだいわゆる使途というのか、どのような使い方をするのかということがまだ確定していないというお話があったところなのですけれども、そのようなものが、この時点で方向性も含めて具体的なことをいわゆるお答えできれば、なおさら良いのですけれども、そのようなことが決まっていなくてその方向性が決まっていれば、お聞きをしたいというように思っております。

それと定額給付金の関係について、何点かご質問いたします。

1つは、このような形で今質問もありましたけれども、臨時事務員の方をお願いしながら給付事務を進めていくということですが、本町において、給付の漏れということとは考えられないのかどうか。そういう心配はないのかということが1つです。

それからもう1つ。給付をいつまで最終的に終わらせようとするのか。そのことをちょっと再度お聞きしたいと思います。

それからもう1つ。このような形で事務的な経費も含めて、約1億円近い金額がくる訳ですけれども、この事業において、本町にどれだけの経済的な波及効果と申しますか。どれほどあるのか。どのようなとらえ方をされているのか。ちょっとそれもお聞きしたいと思います。約1億円の金が入ってくる訳ですので、本町において、どれだけ経済的な波及効果が生まれるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、ちょっと何点かに亘って申し訳ないのですけれども、あんまり質問できないので、ちょっとまとめたいと思います。児童福祉費の関係ですけれども、子育て応援特別手当支給事業です。これについては、扶助費として288万円。先ほど説明のあったとおりでありますけれども、ちょっとこれはやはり非常に分かりにくい。特に、支給対象となる部分についての説明というのが非常に分かりづらい中身になっています。このようなものは当然限られた人、いわゆる対象ということになりますけれども、この手当が町民の中にあるということが知れ渡ることによって周知され、もしかしたら私もどうか、うちもどうか、ということは当然出てくる話になると思います。この辺が先ほどの説明のような形であれば非常に分かりづらいというか。トラブルということまではいかないかもしれませんが、いろいろと出てくる可能性もあるのではないのかということがありますので、この点をどのような形で、もう少し分かりやすくする考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

それともう1つ。どうも先ほどからの説明の中で感じるのですが、なぜという言葉が何回か出てくるのです。果たしてこれが子育て応援ということなのですが、本当にそれになったことになるのかどうか。どのようなとらえ方をされているのか。これは、当然、国からこのような形でお金がくるのですから、それは当然、執行して町民にそれを給付する、

手当するということは当然なのですが、本当に子育て応援になるのかということとはなぜかというところから、なぜ3歳以上なのかということ。それから、例えばそういうことから、考えますとその支給対象の問題からいきますと、一定のたががはめられた形になります。いわゆる、2人以上の子どもがいてかつ第2子以降ということになると第1子だけではやはり対象にならないのはなぜなのか。そういう問題。それから年齢制限等々も含めて、例えば、3歳、2歳、1歳の子供がいたらどうなるのか。1つの家庭において、本町については、ちょっと実態をとらえていませんけれども、仮にそういった3歳、2歳、1歳の3人の子育てをしているところにはどうなのだ。この支給の範囲でいけば。当然、答えは出てくるとは思うのですけれども、果たしてそれが子育て応援。真の意味での子育て応援の中身になっているのかどうかということが1つです。いわゆるその不公平的なものが生まれてくるのではないのか。なっているところも考えられるではないかと思しますので、その辺どのような対応をしようとしておられるのか。それもちょっと質問しておきたいと思えます。

それからもう1つ。これは再質問でしょうかと思ったのですが、子育て応援の関係と関わりますのでやっておきますけれども、今回のこの2次補正の中にいわゆる妊婦健診の14回無料化ということがいわゆる9回分。今までよりさらに9回分が予算化されていると思うのですけれども、こういったものについてもできるという形が出てくるのですけれども、これについては早急にやはりこの子育て応援。この事業と同じような形で進めるということには、ならなかったのかどうか。あるいは別な考え方が21年度の予算の中で考えられているのかどうか。こういったことも合わせて、ちょっとお聞きしたいと思います。

まずはそれだけよろしくお願いします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） まず1点目の地域活性化生活対策臨時交付金の関係の基金を活用した事業の関係でございますけれども、21年度の当初予算でも計上予定なのですけれども、先ほど20年度から21年度に繰り越して行います定住促進の空き家改修事業。これに付随した周辺の町営住宅があるのですけれども、そこはもう使わないところなのですけれども、例えば取り壊し、用地整備、それから毎年行っておりますけれども町営住宅の屋根の塗装事業ですとか、そういった一般財源で対応しなければならないようなもの。なおかつ緊急かつ必要度が高いものというような事業に充てようかというように考えております。

それから、その他、基金を活用しまして、それらの予定している事業との差の部分につきましては、例えば町では財源のある例えば道路整備とか。特定財源があるものについて、優先して事業を実施しておりますけれども、例えば一般財源で特定財源の確保が困難な、例えば延長の短い道路整備。そういったところの整備をこの基金を活用して実施することも予定しております。そのことによりまして、地元の事業所ですとかあるいはそこで働く方の雇用の確保に結びつくというようなことで、そういった事業を予定しております。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 5ページのところの定額給付金の関係についてお尋ねをいただきました。給付漏れの心配はないのかというようなお尋ねでございますけれども、これ基本的には申請主義でございます。申請がなければ給付は当然、発生してきませんの

で、まずその点についてご理解をいただきたいと思います。ただ極力漏れがないように、まず郵便で当然、お知らせをするのが当然なのですけれども、そのほかに広報ですとかあるいは新聞等の広告、折り込み等いろいろ手段を駆使しまして、またこちらから会館のほうに出向いて、一斉に申請を受け付けるとか、そういった対応を取りたいというように考えているところであります。

給付をいつまで終わらせようとするのかというお尋ねでございますけれども、先ほど川村議員のご質問に答えましたとおり、受付をしてから6カ月間の期間がございますので、それを過ぎますと自動的にもう給付することができない。申請することができないということになります。せっかくの給付ですから、極力早く町民の皆さんの手元に配付をする。給付をするということを目標に進めてまいりたいというように考えております。

それと先ほどの1億5,800万円の臨時経済対策の関係も含めてですけれども、本町への経済的波及効果どれ位想定しているのかというお尋ねでございます。森谷業務監からもお話がありましたけれども、土木工事によりまして、当然、地域のほうに公共事業として、投資される訳ですから、それなりの経済効果は、特に工事関係では出てくるだろう。なおかつ、作業員の方々にもそうしたものが回り回っていくのかなというように思っております。

あと定額給付金の関係で申しますといろんな考え方あるのでしょうかけれども、実際に本当に生活に困っている方々っていうのはいるのが事実でしょうから、そういった意味では、非常に賛否いろいろあるでしょうけれども、私どもとしては、それなりに効果があるだろうというように考えております。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、子育て応援手当と妊婦健診につきましてお尋ねをいただきました。

まず、子育て応援手当でございますけれども、支給対象が分かりづらいとか。それからトラブルとかという問題でございますけれども、現時点の住民基本台帳上で、私どもが把握している世帯が72世帯ということでございまして、要件としては、分かりにくい部分がございますけれども、今回の場合は、対象世帯が把握できる。また、件数も72件ということで、それほど多くないということで、個別の通知を行いながら、そこは漏れのないような周知の仕方をしてまいりたいというように考えてございます。それから、このことが子育て応援にかなうことなのかというご質問でございますけれども、正直申しまして、工藤議員が言われるように非常に分かりにくいし、その目的が、どこにあるのかということをお問われますとなかなか難しい部分でございますけれども、国から示されている言葉でお答えをさせていただくしかないかなというように考えますけれども、まず、この手当につきましては、幼児期の複数の子供を抱える世帯の子育てを支援する。そういう目的だということで、ご理解をいただきたいというように思います。それから例を挙げられてご質問されました。その年齢の部分でございますけれども、3歳、2歳、1歳、3人の子どもがいた場合、どうなるのかということでございますけれども、この場合でいけば、対象にはならないのかというように考えます。

それから妊婦検診の14回に回数を増やすという国の措置でございますけれども、これにつきましては、21年度4月からすぐには実施できるような体制ということで、新年度予

算に計上をさせていただくという考え方で進めてございますけれども、これは近隣の状況何かもちょっと確認をしておりますけれども、どの地点からスタートさせるかということは、非常にまちまちということもありますし、新年度4月からスタートさせるということが住民の皆さまにとっても一番分かりやすいのかなというようなことで進めさせていただくという考え方でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。定額給付金の関係ですけれども、これについては、いわゆる今この場でこういう議論をすることが本当にどうなのかなということはあるんですが、今回のああいう状況を見たり、政府の状況を見てると非常にこう熟視たるものがあるのですけれども、やはりこの給付金の問題については、やはり少なくともそのように決まった以上、権利が発生する訳ですから、まず、漏れのないような、そしてせっかくこう出てくるものであれば全員に必要なところに行き渡るような万全の態勢をとって進めさせていただきたいなというように思っております。

それともう一つ。児童福祉というか子育て応援の関係なのですけれども、非常にやはり中身的にいけば、いってみれば1回きりというのか、そのような中身の対策です。これねは、その中でいけば、どれだけ本気になって国として子育て応援特別手当という名前はいいののですけれども、考えているのかというのをやはり真意を疑わざるを得ないというような思いも実際あります。それを各自治体として、これを受けてやるときに、先ほどの説明のように非常に対象が狭くなる。あるいは、どうしても不公平感といいますか。何でうちがという場面も往々にして出てくるではないのか。その時に各自治体として、この事業をさらに補完するという意味で何か考え方をしてないのかどうか。例えば今回先ほどから出ています今回の臨時会の主な中身でありますけれども、この地域活性化生活対策臨時交付金1億5,700万円余りが出ています。そしてさらに4,200万円の基金という形も考えられていますけれども、こういったものの基金を今回のこの交付金を活用した中で、本町として、これに上乘せするような形で子育て応援の中身をさらにプラスするような形はできないのか。少なくともこの生活対策臨時交付金というのは、いわゆるそのハードもいわゆるそういうインフラ整備ももちろんありますけれども、本当に生活が困っているところへ手立てしようという意味も非常に高い中身の交付金ではないかと思っております。そういうことを考えまして、こういった生活対策臨時交付金の人もこの子育て応援の中に本町独自で何か取り組みとして考えられないのかどうか。

その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 後段の町単独で子育て応援に係わっての補完するような事業について、今回地域活性化生活対策臨時交付金を使って事業ができないのかというお尋ねでしたけれども、実はこの生活対策臨時交付金に関しましては、2月の上旬で実施計画を国のほうに提出しておりますが、その中にはそういった子育て応援的な分野につきましては、実は盛り込んでおりませんので、今回につきましては、この交付金の対象事業としては取り扱うのはちょっと困難かなというように考えております。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 工藤議員から最初の質問も含めて何点かいただいております。

特に、この生活給付金等については、国会等の議論があり、賛否両論があるところでございます。私も、昨日の松木けんこう代議士の国政報告会のご挨拶の中でも申し上げました。2兆円の是非は別といたしましても、その2兆円があれば、毎年2,200億円の福祉予算の削減を10年間、何とか維持することができるのではないのかと考えていくとある意味では、本町の国保会計等の状況からしても、もっと有効なうち方があったのではないだろうかということも含めて、ご挨拶申し上げました。しかし、そうは言いましても、個人たる国会議員の皆さん方が決めて、そして、提案されて審議されていく状況を考えますと私どもとしては、いろんな問題があったにせよ。粛々とできるだけ早く住人の方にこれらの給付金を漏れのないように配付させていただくということが、これはもう基本ではないかということで、企画財政課長が申し上げましたように、各会館等に出かけて行ってでも申請を受け付けて早くにこの給付金の少しでもお役に立てるようにしていきたいというのが基本的な考え方でございます。再質問の中でございましたように、例えば、それに上乘せの、ソフト的なことができないのかということで、この点につきましては、森谷業務監のほうから基金に積み立てた分の4,200万円についての積み残し分等々の中でも、今、いろんな検討されているということのお話をさせていただきました。もう一方では、平成21年度予算に、これも新たなまた提案をふるさと雇用再生特別対策事業並びに緊急雇用創出事業が今、これについてのヒアリングが行われてございますから、分かりやすく申しますと、例えば、幼稚園、小学生における特別支援、例えば、幼稚園でいきますと保育補助員の配置、さらには小学校特別支援教育支援配置事業におけるこれらについてのソフト的なハンデを持った子どもたちの支えをこういった予算を活用しながらやっていきたいと思っておりますし、さらに、ふるさと雇用再生特別対策事業につきましては、林業関係の雇用の生むようなことも含めて、国に早急に今要望し、そしてヒアリングを受けていく状況でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤君、もう1回ありますけど、いいですか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤弘喜です。最後になるのですけれども、今、町長のほうからお答えがありましたように、雇用の関係等々についても、再々質問をしようかと思っていたところなのですが、今答弁がありましたので、その辺はいたしません。

ただ残されたその子育て応援の関係なのですけれども、やはり各自治体としても本町にとっても、やはり子育てをどうする。いわゆるその次世代をどうするのかという問題では非常に大きな意味合いを持つ政策的な分野でも非常に大事な点だと思っております。そういった意味からもやはりこのように単発的ではなくて一貫した支援あるいは手当というのを確立にすることをぜひ町長に国へ要望していただきたいというように思っております。こういう単発的で終わるのではなくて、本当に一貫した中で政策というのを確立して欲しいという申し入れを行って欲しいということです。

それと先ほどあったように、お答えもありましたけれども、できればその21年度におそらくその基金の残の部分、おそらく1,900万円ほどが、まだ未確定ということになっているのかと思っております。そういった部分も含めて、やはり何らかの手立てで、確かにその国に対する申請が間に合わなかったというのであれば、今回その4,200万円の基金が全てまだ出ている訳ではないのではないかと思います。決っている訳では

ないというようにとらえていますので、そういった意味からも含めて今一度検討をしていただけないのかというように思っていますので、その点もう一度お答えをいただいて私の質問にします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員ご指摘の単発的な政策だけではなくて、子ども総体をとらえた予算措置あるいはこれらのことが大事なのではないかという部分とそれから残された1,900万円ほどのものについてのこれらの対応についても検討せよということでございます。子ども総体のものにつきましては、これは21年度予算にも関係しますから、しかし、今私どもが内部で進めている子育て支援センターの議論を1つしても、子ども総体で子どもたちが安心してこの町で育っていけるような状況の予算措置をどのようにしていくかということにも関わってまいりますので、現在のそうしたものにつきましては、私どもも受け入れながら、また機会を通じて町村会等を通じて国にこうした要望をしまいたい。そしてまた、21年度に向けての再検討をさらに進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ここでテープの関係で、午前10時50分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。小学校、中学校の屋外運動場暗渠<sup>あんきよ</sup>工事について、小学校が平成4年、中学校は平成11年に実施されている。平成4年に小学校が実施されたとき、その後、本年までに今回は枝線の補修か、枝線の追加ということで出ているのですが、小学校の平成4年から本年までに、この枝線は工事やられているのか。それと平成11年から簡単に言えば丸5年しかたっていないこの暗渠工事がどうして水の吸いが悪くてこのような状態になるのか。そして当然農家がやられている畑地においては、これは整備上、5年や6年、まあ10年以内に何回もやり直すことはないと思う。それに対して3,000万円、1,500万円という金が、これは町からの手出しがないということもあるのですが、安易にやられるということ。建設課がどのような監督をするのか。あれは給水管と枝管、その水を流しているいろいろやって、検査も行っているし、いろいろ、僕も日給7,000円で暗渠の工事に行ったことがあるのですが、昔、高さ合わせて逆流する工事をやった場合には、業者が全部やり直すことになり、大変な目にあっただけです。今もおそらくそうだと思います。平成11年に行われた工事であればまだ当然効き目があり水が十分抜けていると思うのですが、これは工事の不備ではないのか。どうですか。これを行うことは悪いとは言わないですが、もう少し精査し、きちんとした工事が行われているかどうかの確認を建設課ではどのようにしているのか。これを一般の畑が5年や6年で水が抜けないから、トラクターが埋まるときには、これ大変な問題が起きる。それがグラ

ウンドであれば許されるのかどうか。これについてどのように検討されたか聞きたいと思  
います。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、小学校と中学校の屋外グラウンドの暗渠の係  
ご質問をいただきました。工事の関係ですので私のほうから説明させていただきます。ま  
ず訓子府小学校につきましては、平成4年度に実施しております。そして、平成4年度か  
ら約16年が経過しておりますが、ここにつきましては、小学校は元スケートリンクに使  
っていたとか。またはグラウンドに車が入っている。車が入って、催し物をやっている  
というような経過もございます。16年が経過している訳ですけれども、圧密等によりまし  
て、暗渠の透水能力が落ちたということが考えられますので、今回、改めて暗渠をやる予  
定であります。中学校につきましては、グラウンド整備を昭和54年度に実施してありま  
す。そのときに暗渠排水も施行しておりますが、その後、経過年数が経ちまして、平成1  
1年度に暗渠の一部枝線の施行をやっています。昭和54年の時は、7メートル間隔に暗  
渠を入れていましたけれども、効きが悪くなったので1本おきの14メートル間隔に平成11  
年度に施行しております。中学校につきましては、幹線が1本でございますので、それは効  
いていると思います。今現在、中学校の野球場のほうについては、問題なく水はけが良  
くなっております。問題は根元のソフトボール場のほうなのですけれども、そこについては、  
おそらく暗渠管が落ち口付近ですので、深いということも原因しているのではないかと思  
います。深くても透水能力が低下していることが原因ではないかと思っておりますので、今回につ  
いては、その部分的にソフトボール場の暗渠管の一部、枝線というものを足すような工事  
を考えたいと思っております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 3番、上原です。まず最初に、先ほど工藤議員からも出ておりま  
したけれども、国会の決定がなされてないという点で、先ほどの説明の中でも、それが決  
定した段階で、この事業が進むというような説明があったかと思っております。それらにつ  
いてどのように見通しを持っているのか。まず確認をしておきたいと思っております。

それとこの定額給付金の関係でありますけれども、区分13、委託料、150万円、シ  
ステム開発業務という形で契約されておりますけれども、先ほど、いろんな説明があっ  
て、6カ月間の給付期間の中で3名の雇用を見込んでいる等々の説明がございました。もし、  
これが事務的な経費が完全に国から100%保障されているという前提で考えるのならば、  
これらのシステム開発が、このためだけにしか使えないという前提で申し上げれば、それ  
らを駆使しないで人海戦術で雇用のほうに振り向けたらどうかというような考えを持つわ  
けですけれども、それについて可能なかどうか。検討する余地があるのかどうかというの  
もお聞きをしたいと思っております。

それと先ほど給付の対応の仕方として、世帯主に支給するという説明だったというよう  
に認識しております。これら経済的、先ほどもありましたけれども、町内における経済的  
波及効果等々を考えますと、世帯主という支給でいいのかどうか。ある意味では、子ども  
に直接ということにはなりませんでしょうけれども、一定の基準の中で個々に支給すると

いうかたちが取れるのであれば、そのほうが経済的波及効果が見込まれるのではないかと  
いうように、浅はかな考えかもしれませんがも感じているところです。それらについて  
どのように考えておられるのか。またそれから可能なかどうか。その辺について、お聞  
かせをいただきたいと思います。

それと先ほど商工費の関係であります。プレミアム付商品券の発行の関係でありますけ  
れども、200万円の予算計上をするというようにされております。このプレミアム券の  
関係の想定額といえますか。例えば全町民を対象にして、全町民がこれを活用するとい  
う想定なのか。一定の枠があると思うのですけれども、それらの想定の方等についての説  
明をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 前段の定額給付金の関係についてお答えをしたいと思  
います。まず定額給付、今盛んに参議院で議論されているのですけれども、その見通しはと  
いうお尋ねでございます。正直申し上げまして分かりません。非常に新聞、テレビ等の報  
道を聞いていますと非常に不安の要素もありますけれども、ただいずれにしても成立  
した時点では、もう速やかに支給できるような準備だけは、進めさせていただきたいとい  
うことでご理解をいただきたいと思います。

あと委託料の関係とその部分を人海戦術で雇用に振り向けられないかというお話でござ  
います。これにつきましては、基本的に支給する以上ミスは許されませんし、また、特にお  
名前の間違いとかいうのもあってはなりません。年度内に極力早く1回目の支給をしたい  
ということを考えますと、人海戦術ではとてもとても間に合わないということございま  
す。正確に迅速にやっていく上では、もう電算で一括処理したいということでありま  
すので、ご理解をいただきたいと思います。また、賃金3名ということで、先ほどの川村議員  
の質問にも答えたところですけれども、正直申しまして6ヵ月の間ずっと3名体制が本当  
に必要なという部分でいいますと、非常に私自身もまだ読めていません。正直申しまして、  
ただ今回、国からいただく事務費の中で最大限可能性のあるものということで、ここに計  
上させていただいている。実際に国から補助金がかかるのは、この基準額があるいは実際  
にかかった経費の低い方が給付になるということですから、場合によっては賃金について、  
もし賃金下がれば、その部分だけ事務費は国から交付される事務費は下がるというこ  
とがいえるかと思えます。また賃金についても6ヵ月分3名ということで予算上見させて  
いただいておりますけれども、必ずしも新たに3名使うという状況ではございません。場  
合によっては、既存で使っている現職の方で、もし空いている時間があれば、この中  
で使わせていただいたりとか、そういった工夫もしながら進めてまいりたいというよう  
に思っています。ただいずれにしても、かかった経費だけは、必ず国から事務費として  
交付されるのだということで、ご理解を賜りたいと思います。

あと給付でございます。世帯主でなくて、例えば、奥さんとかそういう個別の配付は  
できないのかというようなお尋ねだったと思っておりますけれども、これは国の補助要綱  
の中で給付申請者、給付対象者は、その世帯の世帯主というように決められているもの  
ですから、それ以外の方に個別に配布することはできないということで、ご理解を賜  
りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） プレミアム付商品券の関係のですねけれども、これにつきましては、1万円では1万2,000円の商品券を購入できるという形なのですねけれども、これについて予算総額としては、町からの200万円を加えて1,200万円ということで想定していますけれども、これについては、特に町民の何%だとかそういう決めではなくて、あくまでも地域活性化生活対策の臨時交付金という補助金の枠内の200万円ですので、そこら辺の補助金のこの分配を含めて、町商工会と協議した中で1,200万円というような形で決定したところでございます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 国が決めた基準に基づいてということでありますから、なかなか難しい課題もたくさんあるかと思えます。ただいま先ほど企画財政課長から説明がありました。既存の臨時職員も仕事をしてもらいなうというお話がありました。確かにそういう形もいいのかと思えますけれども、私が質問した意味は、可能な限り広くこういう機会をもって仕事をしてもらう人を募る。正確に迅速に仕事のできる人たちに手伝ってもらおうというほうが良いのではないかという意味であります。ですから今庁舎内にいる臨時職員をさらに、非常に都合はいいのでしょうかけれども、手伝ってもらおうというよりは、ちょっと視点を変えたほうがいいのかというように、この意味合いからすると私はそういうように感じております。その辺については、そういう柔軟な対応を考えるものがあるのかどうかというのを確認したいと思えます。

もう1つさらに確認しておきたいのですねけれども、先ほど、工藤議員からもありました。給付漏れの関係でありますけれども、ここに住んでいるといえますか。うちのまちに住んでいる人たち全てをきちんと把握できる状況にあるのかどうか。ある意味では、それぞれの人たちに、どのような形で、この給付に対する情報提供をされるのか。もう1つ踏み込んで言わせてもらえれば、灯油の問題等もありましたけれども、なかなか申請に来れないというか、例えば足の問題もあれば、ある意味では、その文章に対する情報に対するとらえ方がなかなか身に付いてないといえますか。そういう人、いろいろな形で条件がさまざまであろうかと思えます。そういう人たちへ正確にその情報提供し、申請をしてもらえるような対策というのは、今回のこの件については、非常に重要だろうと思う訳であります。それらに対する万全な対策というのをどのように考えていくのか。今までどおりの回答で終わるのでしたら回答はいりません。もう1つやっぱり踏み込んだ考え方や検討するというものがあれば、それをお示しをしていただきたいというように思います。

それと農林商工課長からありました、その200万円という問題ですねけれども、私の考え方からすると、要するに可能な限り多くの人たちがこの給付に関するこの対策費に対する効果といえますか、そのメリットを受けているような形というのは大事だと思うのです。例えばプレミアムで1万円の商品券に対して1万2,000円と、一部の人間がその買い占めて活用するという形ではなく、本当の意味で、そのプレミアムの効果があるというように思うのであれば、やはりより多くの方々が、そしてまたもう1つは生活に大変な思いをしながら頑張っている人たちが活用できるような、そういう体制をしていく。これに関しては、行政側だけでなくして商工会の考え方等もあろうかと思えますけれども、ぜひ町として、これだけの資金提供をするという観点からすると商工会に対しても、それら本来

の意味をきちんと受け止めてもらいながら対策を取ってもらおうということを要求するべきでないかと思えますけれども、これらについて何らかの考えがあれば、お示しをいただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 1点目の定額給付金の関係でございます。雇用拡大につながればということで、予算としては、3名の6ヵ月ということで組んでいますけれども、可能な限り雇用につなげたいということでありまして、ただどれだけの申請が、最初のほうに集中するかによって、事後の特に年度明けからの申請件数の減り方によっては、あらかじめ例えば6ヵ月間募集して、応募のあった方を使うという形にはできない可能性もあるのです。要するにそれだけの事務が出ない可能性もあるということで、時には、既存の方も利用しながら、丸っきり新しい方を雇わないということではないのですけれども、やっぱり来られる方は、なるべく長く仕事をしたいという思いで多分応募してくるでしょうし、そういった意味では、現在総務課のほうに登録されている短期事務補助員の方の中から声を掛けて雇い上げていく。場合によっては、今いる中で短期的なごく本当短期的なものであれば、既存の臨時事務をやっている方で、その課の業務が、もしそんなに忙しくなければ、こっちのほうに回っていただくだとか、そういった柔軟な対応を取りたいということでございます。

あと給付漏れの関係でございますけれども、まず住民の把握につきましては、先ほども言いましたように、住民基本台帳あるいは外国人登録がされている方ということですから、そこにまず登録がされていないと交付の対象となっておりませんので、まずその方々に個別に通知をする、ご案内をするということですから、まず1回目の通知漏れというのは基本的に電算も駆使してやりますので、それは出てこないだろうと思っております。また、非常に申請書自体、国から流れてきたものを見ますと、非常に何か文字がいっぱい書いてあってわかりづらいのです。できれば、例えば世帯の名前ですとか給付の金額、内訳だとかそういったものは、全部、電算で自動的に打ち出すようにしたい。そして申請者は、ただもう世帯主の印鑑と通帳の写し、あとそういった本人確認だとか、そういったものがありますけれども、そういったものを用意さえいただければ、簡単に申請ができるような形になるように配慮したいというように思っております。申請期間が6ヵ月ありますから、当然誰が来てないかというのは把握できます。今回は、そうしますと当然個別に「まだ、お済でないですよ」という通知もできますし、場合によっては、電話による「お済ですか」という確認も可能かと考えております。ただあとさらには例えば、まだ町内会、実践会の会長さんともお話していませんけれども、そうした地域の代表者の方々のご協力もいただきながら場合によっては、足が悪くて外出できないような方々については、そうした代理をお願いをして、申請いただくようなことも可能かなというように考えています。期間が6ヵ月間ありますから、その中で極力多くの方というか、全員の方が受給できるような体制を考えていきたいと思えますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） プレミアム付商品券の関係なのですけれども、まずこれについては、本来でしたらもう少し大きくして、みんなが買えるような形というのが望ましいと思えますけれども、予算には限度があるということ。それで1人当たりの購入限度

額についても今3万円で想定していると思いますけれども決めまして、加えまして使える期間についても限定するということによって、目的をもって購入していただく。要するに具体的に何かを買うということで購入していただく。とりあえずお金があるから、買っておくとかそういうことではなくて、具体的な目的をもって買っていただく。それで1つ狙いといたしまして、我々のほうとしては、特に3月いろんなものが動く時期ですから、町内で購入していただく。いわゆる北見で買おうと例えば北見で買おうと思っていたものを今回2割のプレミアムが付くということで町内で消費するとか。あるいはこれによりまして、地域の活性化というか、商店街の活性化に加えて、もちろん生活対策という側面もあります。それに加えて、あと3月でしたから買おうか買わないか悩んでいるというようなものもあると思います。それについてもこの券でプレミアの部分で消費していただきたいという思いで、この予算を計上させていただいているということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 最後ですけれども、今、前段で回答いただきました。どうも私の伝えたいことのとらえ方がずれているように思います。私はこういう機会だからこそ、例えば6ヵ月だったら6ヵ月間という期間がある。早く支給するというのも住民にとって大切なことです。行政という視点から考えるとこの6ヵ月間という期間を通して、そこで住民の一人でも多くの人に、この国の計画しているお金が回るような体制づくり、それを考える必要があるではないかというように私は思うのです。だから例えば今説明を聞いていると非常に失礼なのですけれど、事務屋として極めて正確、迅速に落ち度のないようにやりたい。それはそのとおりだと思います。いろんなプレッシャーがかかっているのはよく分かります。でもこの給付の意味合いをしっかり受け止めながら、行政として少なくとも私たちは、町民のいろんな思いを受けているという意味からすると一人でも多くの人たちにそういうお金が回るようにしてあげたいという意味なのです。その点では非常に私の思いと課長の回答というのは、ずれているというように思います。別にそれがどうしてもできなかつたから、できないでよろしいのですけれども、そういう基本的なその町民と自分たちの一端限といいますか。それぞれの立場というのをしっかり受け止めながら、今何をすべきなのかというように考えていただきたい。そういうことを私は考えていますし、そういう思いで今質問をしているのです。ですからおそらく回答は変わらないと思うので、もし先ほどいいましたように何か考えようというのであれば、その思いを伝えて欲しいと思います。

それともう1つです。商工会の関係でありましたその件ですけれども、視点といいますか。早くいろんな形で消費に向けて使ってもらうのはいいと思うのです。私はそこでもう1つ考えて欲しいのは、例えば訓子府の町でしか買い物できない人がいるのです。いろんな条件の中でそういう人たちが一生懸命、訓子府の町で金額は少ないかもしれないけれども使っているのです。例えばこの1万円の分を1万2,000円にするのであれば少なくともさらにその2,000円の効果を感じられる人に使ってもらう。そういう視点でものを考えてはどうかというようなことなのです。ですから例えば買い物に出られないから、電話で「今日のおかずの何々を持って来てください」というような人も沢山いると思うのです。中には病院に行くのにも、この実際に自分自身が聞いている話ですけれども、自分

の年金という範囲の中で、足を確保するの大変だ。行きはこういう形。帰りは友達と車を頼んで帰ってくるというような人がいるのです。実際にそういう人たちがやはりこういうものを活用するというのが大事ではないかと思うのです。元気があってお金もたくさんあるような人たちは、きっと2,000円に目をつけて使うかもしれませんが、実際にどれだけ喜ばれるかという点でいくと我々が住民の支えになるという視点からすると前段申し上げたように、やはりその効果を一番感じられる、喜べる人たちに使ってもらえるようなそういう努力を我々はしなければならぬというように思うのです。そういう点では、これは先ほど言いましたように、行政としては、200万円あれば200万円という金を提供するだけであって、それをどのように住民に活用してもらおうのかという視点でいくと、商工会の考え方が大きいと思うのです。そういう意味で先ほどぜひ担当のほうからそういう意味合いも含めたその200万円の提供ということ伝えていただきたいというように思っているわけです。それについてもそういう手法をとられるとすれば考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 2点ご質問をいただきました。いずれにしても定額給付金につきましては、1万2,000円と2万円を確実に、より広く全ての人にあたるためにシステムを導入させていただきたい。非常に申請書が複雑ということもありまして、いちいち名前を書いたり、いろんなことがあるということは、これは大変なことです。逆にいうとそのシステムによって、それは自動化して判子を持ってくればよいような、可能な限りそれに近付けていきたいという点で、1点目のご理解をいただきたい。さらにこの機会ですから議員が言っているように多くの雇用を生むということを入海戦術を含めてできないかという点でいくと、システムのご理解をいただいた上で3人を6ヵ月間雇用するという考え方。あるいは広げることができないかというご質問でございますけれども、これは雇用対策というよりも給付金を確実に広げるための雇用というよりも臨時事務だということで、ある意味では雇用対策、純然たる雇用対策という点でいくと、ちょっとそこまで言い切れない。けれども言っている意味はよくわかりますので、その点でいうと無駄な臨職を雇うわけにはいきませんので、事務量全体と見合わせながらマックス最大3人。しかし現実的には1人の場合もあるでしょうし、これは申請と状況の中で最善の努力をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

2点目のプレミアム商品券でございます。これは細かなことにつきましては、再度煮詰めていくということになりますけれども、基本的には1,000円の商品券を1,200万円分配するというので、使っていただくということでございます。1万2,000円の商品券と商工会で今検討しているのは2万4,000円分の商品券。3万6,000円分のすなわち1,000円の商品券をそういう形で。1人の限度額は先ほど農林商工課長が3万円と申しましたけれども3万6,000円ということになると思います。これは3ヵ月有効ということですが、さらに中身的に検討していただいているのは、商工会で検討している内容を聞いているのは、商工会の会員店舗だけではなくて、農協、スーパーとみやま、さらにはコンビニエンスストア等も広く使えるようなことを商工会では現在、検討していただいているようでございますから、さらにいいますように、ハイヤー等のタクシー等の利用。広く多くの人に例えば、私のような金持ちが全部買い占める。3万6,

000円使ってしまうというようなことではなくて、少しお金のない佐藤課長のような人が1万2,000円求めて、広く多くの町民の方に利用していただくということも含めて、ある意味では金額の制限を設けるかどうかということも含めて、改めて商工会と煮詰めながら、より議員のおっしゃるとおりこの趣旨が理解されるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 佐藤です。プレミアムの件について、今いろいろ話が出た中でおおよそのことは理解できますし、町長が言われたこのお金の趣旨からいって、町民もそれから利用していただく商店街といいますが、その側も公平にやらなければいけないと思います。それで詳しいことは、これからということですが、このことだけはお願いしておきたいのですが、今町長が言われた商店街会員だけの商店が利用するというのでは、私はこの案には反対をさせていただきます。基本的には、町民もそれから商店街。商店街といいますが利用業者、該当する業者、全てが利用できるものでなければ、本来のものではないと思っていますので、このことだけは1つ約束してもらわないといけないと思います。それからこのことについては、いろいろ答弁がありましたけれども、新聞に出ているとおりでいいのですね。1,000枚発行ということでもいいのですね。1,000枚になりますね。そうですね。そういうことになると、上原さんの言われたように、ある程度制限をきちんとしておかないと2万円が2万4,000円になるわけですから、かなりいい話だと思しますので、この辺だけは、1つ町民に理解しやすい方法でお願いしたいと思えます。それとこれからの話ということですがけれども、町内会との話し合いということですがけれども、この辺につきましても、今私がお願いいたしましたことについて、全町民がまんべんなく活用できる。こういうことが前提に予算を配分していただきたい。それからここで商店街として、それなりの利益があるといえますか。あると思われるのですけれども、商工会のほうからは、この件に関していわゆる便乗といえますか。この際、商工会としても資金を準備して、この事業にさらに何か参加するというような考え方は、今のところどうなっているのか。もし協議した中であれば、伺いたいし利用する側としてみれば、この際、少し町の活性化あるいは住民の対策に1つどうかというように考えておりますので、その辺の協議がどうなっているのか。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 休憩を2、3分いただきたいのですが。

議長（橋本憲治君） 暫時休憩をいたしたいと思えます。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時29分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたしたいと思えます。

農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） プレミアム付商品券の関係で、対象商店の関係なのですが、対象の商店については、商工会サイドから抗議が入るということで、広く訓子

府町、具体的に言いますとエコープですとか、コンビニエンスストアですとか、そういうところにもサービス料も含めて、参加を促したいということで、これについては議決いただけましたら、これから対象商店街以外の組合のところに行くとのことです。それについて、受けるか受けないかというのは対象商店の問題ですけれども、広く話をかけるというのは、商工会サイドからの提案でございました。

それと制限の問題なのですけれど、これについては、この交付金自体が名前のとおり地域活性化生活対策臨時交付金なのです。ですからこれは地域の活性化と合わせて生活対策も含めたものということで、これもいろいろ協議はしました。内部的にも商工会でもしましたけれども、ある程度やはりまとまった額ということで、それはなぜかといいますと、特に意識するのは、北見で買われているものをこっちで流出防止ということがかなりのウェイトを占めているものですから、そういうことを考えると3万円程度。この額が妥当かどうかというのは別にいたしまして、3万円程度ということで制限を設けるのが妥当ではないだろうかということで一応3万円。当然この1,200万円という枠がもうちょっと広げれば広いに越したことはないのですけれども、どうしても予算の枠があるということで一応そういう形で制限をつけさせていただいたということでございます。

あと商工会サイドとして、別途対策というのは、特にこれに便乗してというのはございませんけれども、これに係る事務。例えば印刷代ですとか。あるいは事務でいろんな経費がありますけれども、それについては、全て商工会でもつということでございます。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 佐藤です。1人3枚ということですね。3枚ですね。予算でいきますと、最大限にしますと1人で3枚買えるということですね。違うのですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 先ほどの答弁で分かりにくかったということで、答弁させてもらいますけれども、これについては、1万円を出すと1万2,000円分の商品券がもらえる。商品券が12枚もらえるということで、その1人の上限が3万円ということです。3万円払って3万6,000円分もらえるというのが、上限ということでございます。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） そういうことで。これをもし1人で3万円といいますか1家族でまとめて買いますと、300人しか利用できませんよね。おそらく使用期間がかなり長いですから、商品券の活用期間が長いですから、私でしたら限度額。必要でしたら限度額いっぱいになっていくことになると思います。そうするとちょっと荒っぽいといいますか。6,000円ですから3枚買いますと。かなりおいしい数字になるのです。ですからもう少し広くということになれば、2万円にするとか、1万円ではちょっと少ないですけど、ちょっと3万円というのは私は荒っぽいような気がするのですが、300人しか該当しないということになりますから、この辺について検討したらどうですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 予算に限りがあるということで、総額については、1,200万円ということなのですけれども、これについては、いろいろ上限の関係では論議した経過があります。確かにみんなが限度額で買ったなら、もう300人とかそういう40

0人ですか。400人ってということしかないのですが、実際に大分、昔になりますけど、平成14年に1回やったことがあるのです。850円で1,000円の商品券がもらえる。これは1人上限5万円にしたと思います。あの時は、そこら辺のちょっと結果も踏まえて、先ほども申し上げましたとおり期間をかなり短くしています。通常6ヵ月ですけど、今回、町長が3ヵ月といいましたけれど、もうちょっと短くなるかもしれません。2ヵ月とかそういう形で制限しています。それでなるべく具体性をもって買っていただくということを心がけていますので、なかなか前回は5万円上限だということで、みんな5万円買っていたかといったら、そうではないということでした。おそらく今回、この際何か買おうと思っている方は、確かに上限を買うのかもしれませんが、必要性があって、これを買おうということで、多分求められるのだと思いますし、そこら辺の趣旨につきましては、わかるように、新聞広告ですとかに折り込みますので趣旨もわかるように説明させていただいて、対応していきたいというように思っています。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。これより議案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 報告第1号

議長（橋本憲治君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について、を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。8ページでございます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について。

平成21年1月29日、訓子府町長から専決処分について次のとおり報告があった。

平成21年2月16日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙。

次のページ、9ページでございます。

平成21年1月29日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町長 菊池一春

#### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告します。

記、別紙。

次のページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

#### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成21年1月29日

訓子府町長 菊池 一春

#### 損害賠償額の決定及び和解について

1. 事故発生日時、平成21年1月11日（日）午前9時頃。
  2. 事故発生場所、訓子府町字柏丘106番地。
  3. 相手方、訓子府町字柏丘106番地、長谷川幸安。
  4. 事故の概要、上記の日時・場所において、建設課の土木技能員が公用車（除雪トラック）で、柏丘の町道南9線と西23号線間を除雪作業中、掃き出した雪により相手方宅の車庫シャッターを破損させたものです。
  5. 損害賠償額、この事故に対し、損害賠償の額を70,350円と定め、和解する。
- 以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

本来ならば報告で終わるのですが、少し問題があるというので暫時休憩をいたしまして質問を受けたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時50分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

#### 閉会の宣言

議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時50分